

納付書裏面

市民税・県民税 納入申告書				
土佐清水市長様			(受付印)	
令和 年 月 日 提出				
令和 年 月 分	人員	人		
氏名	勤続年数	退職手当等支払額	特別徴収税額	
			市民税	県民税
	年	円	円	円
	年	円	円	円
	年	円	円	円
	年	円	円	円
	年	円	円	円
合計		円	円	円
(特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地 氏名又は 名称				
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により 上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。				

納入申告書について

(1) この申告書は退職所得に対する市民税・県民税を納入する際に使用する申告書ですから、退職手当等の支払があった月のみ記入してください。

(2) 納入申告書の各欄は、次により記入してください。

ア「年 月 分」……退職手当等から市・県民税を特別徴収した年と月を記入してください。

イ「人 員」……退職手当等を支給した人の数を記入してください。

ウ「氏 名」……退職手当等を支給した者の氏名を記入してください。

エ「勤続年数」……勤続年数を記入してください。

オ「退職手当等支払金額」……支給した退職手当等の総支払金額を記入してください。

カ「特別徴収税額」……算出した市・県民税額をそれぞれ記入してください。

お問合せ先

〒787-0392 高知県土佐清水市天神町11番2号 土佐清水市役所
 ・課税について 税務課……TEL 0880-82-1129(直通)
 ・納税について 収納推進課……TEL 0880-87-9135(直通)

納入の場所

○土佐清水市役所又は各市民センター

○下記金融機関の全国の本店、支店、出張所等

高知銀行・四国銀行
高知信用金庫・幡多信用金庫

○高知県農業協同組合

○西日本信用漁業協同組合連合会すくも湾支店(清水営業店)

○四国内のゆうちょ銀行及び郵便局(ただし納期限後はお取扱いできません)

* 四国以外のゆうちょ銀行(又は郵便局)の場合は、「指定通知書」をご利用のゆうちょ銀行(又は郵便局)へ納付書と一緒に提出してください。

* 金融機関等の名称は合併、統廃合等により変更となる場合があります。

その他

給与所得者に転勤、退職、休職等の異動があったときは、そのつど翌月の10日までに異動届書を必ず提出してください。